

盛岡広域振興局長告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、雫石町土地改良区（岩手郡雫石町）の定款の変更を認可した。

令和6年5月17日

盛岡広域振興局長 小野寺 宏 和